



□**会議数** 今年度6回程度  
 □**謝礼** 1回2,000円  
 申 7月7日(金)(必着)までに、作文「わたしが考える文化芸術の香りあふれるまち」(800字程度)に住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、〒202-8555市役所文化振興課へ郵送・Eメール・持参(保谷庁舎3階)  
 ※詳細は市HPをご覧ください。  
 ◆文化振興課 保 042-438-4040  
 ㊦bunka@city.nishitokyo.lg.jp

□**指定期間** 平成30年度から5年間  
 □**募集要項** 6月26日(月)から、スポーツ振興課(保谷庁舎3階)・市HPで配布  
 ◆**スポーツ振興課** 保 042-438-4081

### その他

**寄附**  
 市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。  
 ＊西東京市防犯協会 様(青少年非行防止標語立看板27枚)  
 ◆**管財課** 田 042-460-9812

### 事業者募集

#### スポーツ・運動施設指定管理者

□**資格** 法人<sup>など</sup>

### はなバスをご利用になる方へ



はなバスのバス停は、近隣の方のご協力により設置させていただいています。ご利用にあたっては、周辺にお住まいの方の住環境に十分ご配慮ください。ご理解とご協力をお願いします。



◆**都市計画課** 保 042-438-4050

### 固定資産税の減額

◆**資産税課(田無庁舎4階)** 保 042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

#### 住宅耐震改修工事

□**減額分** 2分の1(住宅面積120㎡<sup>未満</sup>)  
 □**減額要件** ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●1戸当たりの工事費用が50万円超  
 □**必要書類** ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②固定資産税減額証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

#### 住宅のバリアフリー改修

□**減額分** 3分の1(住宅面積100㎡<sup>未満</sup>)  
 □**減額要件** ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)

#### 住宅の省エネ改修

□**減額分** 3分の1(住宅面積120㎡<sup>未満</sup>)  
 □**減額要件** ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修※2)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋  
 □**必要書類** ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②熱損失防止改修工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

#### 傍聴 教育委員会

時 6月27日(火)午後2時  
 場 防災センター  
 内・定 行政報告<sup>ほか</sup>・10人  
 ◆教育企画課 保 042-438-4070

#### 傍聴 審議会<sup>など</sup>

■**社会教育委員の会議**  
 時 6月19日(月)午後3時  
 場 保谷東分庁舎  
 内・定 調査活動・5人  
 ◆社会教育課 保 042-438-4079

#### ■介護保険運営協議会、高齢者保健福祉計画検討委員会

時 6月22日(木)午後1時  
 場 田無庁舎4階  
 内・定 アンケート調査から見た本市における課題と方向<sup>など</sup>・5人  
 ◆高齢者支援課 保 042-438-4030

#### ■下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会

時 6月27日(火)午前10時～正午  
 場 保谷庁舎3階  
 内・定 下野谷遺跡保存活用計画・5人  
 ◆社会教育課 保 042-438-4079

#### ■人にやさしいまちづくり推進協議会

時 6月29日(木)午後2時  
 場 保谷東分庁舎  
 内・定 大規模開発事業・5人  
 ◆都市計画課 保 042-438-4051

#### ■学校給食運営審議会

時 6月29日(木)午後2時30分  
 場 田無小学校  
 内・定 中学校給食・5人  
 ◆学校運営課 保 042-438-4073

#### ■青少年問題協議会

時 7月3日(月)午前9時30分  
 場 イングビル  
 内・定 市民活動団体ヒアリング・現地視察の結果<sup>ほか</sup>・5人  
 ◆子育て支援課 田 042-460-9841

#### ■男女平等推進センター企画運営委員会

時 7月7日(金)午後6時30分  
 場 住吉会館ルピナス  
 内・定 男女平等参画推進事業<sup>ほか</sup>・3人  
 ◆協働コミュニティ課 保 042-439-0075

### 75歳以上の方へ

### 後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

後期高齢者医療制度では、法律に基づき、所得が一定基準以下の方に対し保険料を軽減しています。その中でも特に所得の低い方などを対象に、特例としてさらなる保険料の軽減を行い、その分を国費で補ってまいりました。しかし今後、医療費の増大が見込まれる中、健康保険制度を維持していくために保険料の軽減特例の一部が見直されることとなりました。詳細は、7月にお送りする保険料額決定通知書に同封予定です。

問 制度について…東京いきいきネット HP または東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター 保 0570-086-519 (PHS・IP電話<sup>から</sup> 保 03-3222-4496)  
 ※平日午前9時～午後5時

◆**保険年金課** 田 042-460-9823

#### ◆均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の、総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。平成29年度から軽減判定の総所得(軽減判定所得)の基準が変更になり、軽減対象となる世帯が増えます。

現行		改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下	被保険者全員が年金収入80万円以下で、そのほかの所得がない	据え置き	9割
	上記以外		8.5割
前年中の軽減判定所得が33万円+[26万5,000円×被保険者数]以下		前年中の軽減判定所得が33万円+[27万円×被保険者数]以下	5割
前年中の軽減判定所得が33万円+[48万円×被保険者数]以下		前年中の軽減判定所得が33万円+[49万円×被保険者数]以下	2割

●平成29年1月1日時点で65歳以上の方は、公的年金などの所得から15万円を控除します。  
 ●世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。  
 ●軽減判定は、毎年度4月1日時点(年度の途中で後期高齢者医療制度の対象となった方は資格取得日)の世帯状況により行います。

#### ◆所得割額の軽減

国の軽減特例として、被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方を対象に所得割額の50%軽減を行ってまいりましたが、平成29年度は20%軽減に縮小され、平成30年度以降は所得割額の軽減は廃止される予定です。

これに上乗せする形で、東京都独自の軽減措置として前出の所得金額が20万円以下の方を対象に所得割額の100%および75%軽減を行ってまいりました。平成29年度は表のとおり継続しますが、平成30年度以降は未定です。

	賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
		平成28年度	平成29年度
①※	15万円以下	100%	70%
②※	20万円以下	75%	45%
③	58万円以下	50%	20%

※①②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

#### ◆被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方は、資格取得から2年を経過する月までの間に限り均等割額5割軽減と決められています。平成28年度までは特例として均等割額が9割軽減となり、所得割額は賦課されていませんでしたが、平成29年度から段階的に特例が廃止されます。

加入の前日まで社会保険の被扶養者だった方	軽減割合			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
	均等割9割	均等割7割	均等割5割	加入から2年を経過する月まで均等割5割
所得割賦課せず			所得割賦課未定	

●現に被扶養者軽減特例を受けている方は、平成31年3月31日をもって軽減期間終了  
 ●平成29年4月1日以後後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の均等割額は、平成29年度は7割軽減となり、以降加入から2年を経過する月までの間に限り5割軽減  
 ●平成30年度以降の所得割額は、賦課開始時期の審議を継続  
 ●いずれも、低所得による均等割額軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方を優先